

指定職以上の職員に係る贈与等報告書の提出状況について

(令和元年度第4/四半期分)

令和2年7月8日
国家公務員倫理審査会事務局

令和2年1月から3月までの期間に係る贈与等報告書は、令和2年4月14日までに職員から各府省等に対して提出され、そのうち、指定職以上の職員の提出した贈与等報告書については、その写しが令和2年5月14日までに国家公務員倫理審査会に送付されており、審査会ではその審査、分析等を行った。その結果、国家公務員倫理法又は国家公務員倫理規程に違反するものはなかった。

贈与等の報告制度の概要

- (1) 本省課長補佐級以上の職員は、事業者等からの贈与等（1件5千円を超えるもの）に関する報告書を提出する義務を負っている。
- (2) 提出された報告書のうち、1件2万円を超えるものは、閲覧の対象となる。
- (3) 指定職以上の職員（本省の審議官以上の職員など）の報告書の写しは国家公務員倫理審査会に送付される。

1. 贈与等報告書の提出数（別添参照）

各府省等からの審査会に対する贈与等報告書の写しの送付件数は、1,042件となっている。その内訳は、金銭、物品等の供与関係が12件(1.2%)、飲食の提供等関係が896件(86.0%)及び報酬関係が134件(12.8%)となっている。

2. 贈与等報告書の内容の概要

- (1) 金銭、物品等の供与関係12件のうち主な贈与物は、書籍が4件、チケットが2件、食料品・アルコール飲料が2件となっている。
- (2) 飲食の提供等関係896件のうち主な提供者は、財団・社団等が785件(87.6%)、民間企業が32件(3.5%)、マスコミが26件(2.9%)、地方公共団体・独立行政法人が15件(1.7%)、外国政府・国際機関が13件(1.5%)及び外国企業・団体が12件(1.3%)となっている。

なお、896 件のうち、立食パーティーによるものが 800 件となっている。

(3) 報酬関係 134 件のうち主なものは、著述が 93 件 (69.4%)、印税が 17 件 (12.7%)、講演が 13 件 (9.7%)、監修・編さんが 5 件 (3.7%) 及び討論座談会が 4 件 (3.0%) となっている。

以 上

指定職以上の職員に係る贈与等報告書の提出件数(令和2年1月～3月分)

府省等名	区分		金銭、物品等の供与			飲食の提供等			報酬		合計	
	件数	うち2万超	件数	うち2万超	うち立食パーティー	件数	うち2万超	件数	うち2万超	件数	うち2万超	
会計検査院			22		22			22		22		
人事院			2			2		2		4		
内閣官房			4	2	4	1	1	5	3	5	3	
内閣府			6		3	5	2	11	2	11	2	
公正取引委員会	1							1		1		
警察庁			8		8	2	1	10	1	10	1	
金融庁			34		34			34		34		
復興庁	1		2					3		3		
総務省			3		3	4	4	7	4	7	4	
法務省	1		16		13	82	56	99	56	99	56	
出入国在留管理庁	1		1		1			2		2		
外務省	1		35	2	2	10	5	46	7	46	7	
財務省	1		23		19			24		24		
国税庁			39		37			39		39		
文部科学省			70		66	13	3	83	3	83	3	
スポーツ庁			8		7	1	1	9	1	9	1	
文化庁			1		1			1		1		
厚生労働省	2		42	2	38	10	7	54	9	54	9	
中央労働委員会			3		3			3		3		
農林水産省	4		116	9	106	3	1	123	10	123	10	
林野庁			33		33			33		33		
水産庁			8		8			8		8		
経済産業省			81	1	70	1		82	1	82	1	
資源エネルギー庁			6		6			6		6		
特許庁			18		18			18		18		
中小企業庁			1					1		1		
国土交通省			239		232			239		239		
観光庁			29		24			29		29		
気象庁			7		7			7		7		
運輸安全委員会			5		2			5		5		
海上保安庁			31		30			31		31		
環境省			3		3			3		3		
合計	12		896	16	800	134	81	1,042	97	1,042	97	

(注)報酬とは、原稿料、講演料等である。